

みんなの夢を叶える、二世帯住宅

親世帯と子世帯が共に住もうためには、家族に期待される役目があります。「家族の在り方」といってもよいです。それは、二つの世帯が、

- 暮らし方のルールを持つこと
- お互いの生活スタイル(習慣)を理解しあうこと
- 生活する上での役割を分担すること

その上で、間取りの構成を考えてみましょう。独立性重視で、気兼ねせずに生活したい方は、完全な「独立タイプ」の構成がおすすめです。適度な距離を保ち、お互いのケアを感じながら生活したい方は、同居する「共用タイプ」の構成を。家族にピッタリの間取りを探してみてください。

親子の会話を大切にしたい人、精神的なやすらぎを求め人、大勢で食事をしたい人や親子で子育てをしたい人など、二世帯で暮らすことによって家族のつながりが生まれます。新たな「家族回帰」の始まりです。



平面分離型^{*1} (独立タイプ/連棟)

親世帯と子世帯の住戸を、左右隣り合わせに配置する間取り構成です。

間取りの共用 ▶ なし



建物は一棟(ひとむね)で造られていますが、親子がお互い気兼ねせずに生活できます。付かず離れず、スーパの冷めぬ距離に住まう暮らしです。このタイプは、各住戸が2階にも部屋を持つため、それぞれに階段が必要となります。また、玄関・ホールなど各住戸のパブリックスペースを隣接させ、そこに内部ドアを設けることで、屋外に出ることなくお互いに行き来できる「建物内移動」が可能となります。さらには、完全分離型の間取りであることから、将来、一方の住戸を賃貸にするという変化にも対応しやすい2戸一棟の構成です。

上下階分離型^{*1} (独立タイプ/重層)

親世帯と子世帯の住戸を、建物の上下階に別れて配置する間取り構成です。

間取りの共用 ▶ なし

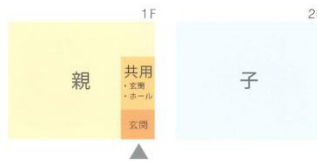


建物は一棟(ひとむね)で造られていますが、親子がお互いに独立性の高い生活ができます。1階住戸には専用の庭を設け、2階住戸には庭に代わるバルコニーを設けることで、生活にゆとりが生まれます。このタイプの場合は、水回り(トイレや浴室)を上下階重ね合わせるなど、1階へ伝わる2階の生活音(排水音)を抑える計画上の工夫が必要となります。また、玄関・ホールなど各住戸のパブリックスペースを隣接させ、そこに内部ドアを設けることで、屋外に出ることなくお互いに行き来できる「建物内移動」が可能となります。さらには、完全分離型の間取りであることから、将来、一方の住戸を賃貸にするという変化にも対応しやすい2戸一棟の構成です。

玄関共用型^{*2} (共用タイプ)

親世帯と子世帯が、一つの玄関・ホールを共に使用する間取り構成です。

間取りの共用 ▶ 玄関・ホール



親子がお互いに、独立性を保ちつつ、玄関へ出入りする人のケアを感じながら生活ができます。「ただいま！」の一言が何よりの安心につながります。また、各住戸へ訪問する場合には、部屋から部屋へ直接移動するよりも、最小の共用部(ホールや廊下)を設けることによって、そこが緩衝帯となり、お互いのプライバシーを確保することが可能になります。一般的に、この玄関共用型の間取り構成には、二つのパターンが考えられます。一つ目は平面分離型、二つ目は上下階分離型です。いずれの場合も玄関が一つという間取りですが、計画のポイントや生活スタイルは各独立タイプに類似しています。

LDK共用型^{*3} (共用タイプ)

親世帯と子世帯が、LDKを中心に生活する間取り構成です。

間取りの共用 ▶ 玄関・ホール・LDK

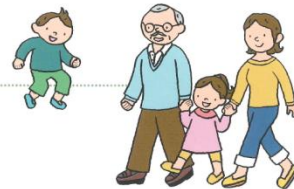
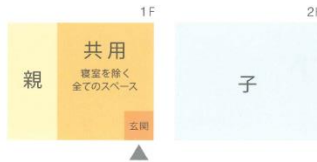


パブリックスペースを共用するということは、住まう人同士が一緒にお掃除をする、お料理を作る、あるいはテレビを観るなど、いつでも家族だけの共通の話題が生まれます。日に一度、家族が顔を合わせてひと時を過ごし、生活時間の一部を共有することで、お互いを知り、絆を深めていくこととなります。このタイプの場合は、世帯間のプライバシー確保に配慮した計画をする必要があります。

大家族同居型^{*3} (共用タイプ)

親世帯と子世帯が、生活を共にする同居型の間取り構成です。

間取りの共用 ▶ 寝室を除く全てのスペース



三世代が一緒に住まう大家族となり、いつも顔を合わせる賑やかな生活が想像されます。給水・給湯設備、洗面台、洗濯機や共用部屋(キッチン・浴室・トイレなど)の同時使用が発生する可能性が高いのもこのタイプの特徴です。大家族が故に、すべてにゆとりを持った計画と、個人々のプライバシー確保に配慮した計画をする必要があります。代々に伝わるモノ、家族が共通に使用するモノを収納するスペースを確保したいところです。

【建築基準法等の注意事項】

- *1 建築基準法上の用途は、「長屋」となります。従って、二つの住戸の境には、遮音性能と防火性能に優れた小壁まで達する壁(界壁)及び、床(住宅金融支援機構による再販)を設けなければなりません。但し、住戸間を数回「建物内移動」を計画した場合には、建物の用途別が断り、建築確認後(行政など)への相談が必要となりますのでご注意ください。
- *2 建築基準法上は、「専用住宅」と判断される場合が多いようですが、各住戸にはそれぞれに必要な設備が揃っていることを踏まえ、建築確認検査機関(行政など)への事前相談が必要と思われます。ご注意ください。
- *3 建築基準法上は、「専用住宅」となります。